

令和 5 年 10 月 1 日から 最低賃金が改定されました

令和 5 年 10 月 1 日から適用される最低賃金について、中央最低賃金審議会は今年も大幅な増額案を示しました。これを踏まえ、各地方の最低賃金審議会の審議の結果、令和 5 年度地域別最低賃金額は、下記のとおり 10 月 1 日より順次改定とされています。



都道府県名	改定後	改定前	都道府県名	改定後	改定前
北海道	960	920	滋賀	967	927
青森	898	853	京都	1,008	968
岩手	893	854	大阪	1,064	1,023
宮城	923	883	兵庫	1,001	960
秋田	897	853	奈良	936	896
山形	900	854	和歌山	929	889
福島	900	858	鳥取	900	854
茨城	953	911	島根	904	857
栃木	954	913	岡山	932	892
群馬	935	895	広島	970	930
埼玉	1,028	987	山口	928	888
千葉	1,026	984	徳島	896	855
東京	1,113	1,072	香川	918	878
神奈川	1,112	1,071	愛媛	897	853
新潟	931	890	高知	897	853
富山	948	908	福岡	941	900
石川	933	891	佐賀	900	853
福井	931	888	長崎	898	853
山梨	938	898	熊本	898	853
長野	948	908	大分	899	854
岐阜	950	910	宮崎	897	853
静岡	984	944	鹿児島	897	853
愛知	1,027	986	沖縄	896	853
三重	973	933	全国平均	1,004	961

令和 5 年の改定は、全国加重平均で 43 円上昇しました。従業員の方(時給者、月給者ともに)の賃金が最低賃金を下回っていないか必ず確認し、採用条件も併せて確認しておきましょう。

(人事労務事業部 有田一範)